

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

胎内市上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より  
指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要です

令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されました。

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日
H25.4.1～R1.9.30	令和元年9月30日～令和6年9月29日

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、[ダイレクトメールにて通知をします。](#)  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

## ●指定更新の要件（新規指定と同様です）

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

## ●更新申請に必要な書類

- ・様式第1号（指定申請書）
- ・様式第2号（誓約書）
- ・機械器具調書
- ・定款、登記事項証明書  
及び代表者の身分証明書（法人）  
又は住民票及び身分証明書（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類  
（免状又は技術者証等）
- ・事業を行う事業所の位置図

●新規及び更新指定手数料  
15,000円

## ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容  
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の  
従事状況

## ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは  
胎内市上下水道課 水道係  
TEL:0254-43-5192